

令和4年度2月期－2 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

市民生活部 コミュニティ推進課

6 監査の期間

監査対象期間 令和4年4月1日から令和5年1月31日まで
監査実施期間 令和5年2月6日から令和5年2月27日まで

7 本監査の期日

令和5年2月27日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象の課等の長より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

<指摘事項>

令和4年度コミュニティセンター卓球台購入において、契約額が未記載の契約決議書により決裁が行われていた。契約事務において、契約額の確認は最も重要な事項の一つである。また、支出負担行為その他の決裁区分を判断する重要な事項でもある。早急に再発防止策を講じるよう求める。

コミュニティセンター管理費及び旧長戸小学校施設管理費の土地賃貸借契約において、所定の手続及び決裁によらず各契約が締結されていた。一般に、土地賃貸借契約は、契約期間が長期にわたる等の性質に鑑み、当該契約締結の是非については、より慎重な判断が求められる等の事情から、不動産借受決議書に基づく市長決裁によるべき旨が財務規則に規定されている。早急な是正措置とともに、再発防止策を講じるよう求める。

<課題点等>

契約関係書類において、記入誤りや記入漏れ等が散見された。また、鉛筆による不適切な修正方法が見られた。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

運転日誌において、記入漏れが散見された。また、指令番号簿において、採番誤りにより追記された部分に鉛筆書があった。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

3 意見

コミュニティセンター等の管理業務、住民自治組織関係者等との連携協力及び市民の公共公益活動等の促進などの幅広い業務に日々尽力されていることに敬意を表す。一方、財務事務の執行においては、多くの誤り等が散見されることから、その改善に努められたい。

なお、令和4年度住民自治組織活動推進奨励金の支出事務に関し、現状では各住民自治組織から予算書及び決算書の提出を受けていないとのことであるが、公金の収支状況及び使途等を確認する視点は重要と考える。今後は、住民自治組織から、予算書及び決算書等の提出を受け、当該奨励金の収支状況及び使途等を確認を行うことについても検討されたい。